

議案第25号

八潮市税条例及び八潮市行政手続条例の一部を改正する条例に
ついて

八潮市税条例及び八潮市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、公示送達制度の見直しをする等しいため、この案を提出するものである。

八潮市税条例及び八潮市行政手続条例の一部を改正する条例
(八潮市税条例の一部改正)

第1条 八潮市税条例(昭和41年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

(八潮市行政手続条例の一部改正)

第2条 八潮市行政手続条例(平成9年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「第15条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条及び附則第2項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
 - (2) 第2条及び附則第3項の規定 令和8年5月21日
(八潮市税条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の八潮市税条例第18条の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
(八潮市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の八潮市行政手続条例（以下「新行政手続条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新行政手続条例において準用する場合を含む。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。